

令和2年3月1日

お客様各位

長崎市出島町12番20号
長崎タクシー共同集金株式会社
代表取締役 四元 永生

プリペイドカード(前払式支払手段)の取扱い終了について

拝啓、早春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年1月10日より取扱いを開始させて頂きました「プリペイドカード(前払式支払手段)」につきまして、決済端末機のICチップ対応に伴い機種変更を行うため、大変勝手ではございますが、プリペイドカードの**発行の業務(積み増しの受付)**を令和2年7月31日(金)に、また、**発行の業務(利用)**を令和2年8月31日(月)に終了させていただく事と致しました。

突然のご案内になってしまい、皆様には大変ご迷惑をおかけしますこと深くおわび申し上げます。尚、エヌタスさま発行の「エヌタスTカード」は引き続きタクシー車内でのご利用が出来ますので、プリペイドカード同様にご愛顧をお願い申し上げます。

記

1. 積み増し及び利用を終了する商品	長崎タクシー共同集金 プリペイドカード(注1)
2. 積み増し取扱終了日 プリペイドカード(利用)取扱終了日	令和2年7月31日(金) 令和2年8月31日(月)
3. 払戻し期間	令和2年9月1日(火)～令和2年11月30日(月) ※標記期間にお申し出頂けない場合には、本払戻し手続きから除斥されます。
4. 払戻し計算方法	プリペイドカード残高総額を現金で払戻し致します。
5. 払戻し方法	プリペイドカード現物持参、プリペイドカード払戻依頼書の提出並びに本人確認資料(運転免許証、健康保険証等)の提示をお願いします。 詳しくは、令和2年9月1日付長崎新聞公告もしくは当社HPを参照下さい。
6. お問い合わせ及び払戻し窓口	〒850-0862 長崎市出島町12番20号 長崎タクシー共同集金(株) 総務・経理課 TEL095-825-4191 (平日午前9時～午後5時、土曜日午前9時～正午)

(注1) プリペイドカード 表面



裏面



以上